

第2 地下水の水質調査結果

1 調査期間

令和7（2025）年4月から令和8（2026）年3月まで

2 調査機関

愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市

3 調査対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている28項目

4 調査内容

（1）概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、メッシュ調査及び定点調査を実施しました。

ア メッシュ調査

県内を約5km（三河山間部は約10km）のメッシュに区分し、県全域の地下水質の概況を把握するための調査。

イ 定点調査

県内の同一地点における地下水質の経年的な変化を把握するための調査。

（2）定期モニタリング（継続監視）調査

過去の概況調査及び事業者からの報告等で地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うために実施しました。

（3）汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者からの報告等により環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲を確認し、汚染原因を究明するため実施しました。

5 調査地点数

地域	概況調査		定期モニタリング調査		汚染井戸周辺地区調査	
	メッシュ調査	定点調査	概況調査等により判明	事業者からの報告等により判明	概況調査により判明	事業者からの報告等により判明
尾張	49（49）	10（10）	40（53）	40（59）	2（4）	5（12）
西三河	23（23）	4（4）	15（22）	33（55）	1（1）	3（6）
東三河	13（13）	4（4）	15（27）	6（10）	0（0）	0（0）
計	85（85）	18（18）	70（102）	78*2（124）	3（5）	8（18）
	103（103）		148（226）		11（23）	

*1 （ ）内は井戸の本数を示す。

*2 尾張地域と西三河地域で重複する調査地点（1地点）があるため、各地域の合計と調査地点数の合計が異なる。

6 調査結果

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

県内 85 地点において、調査を実施しました。その結果、80 地点では調査を行った全ての項目で環境基準を満たしており、表の 5 地点で環境基準を超過した項目がありました。測定地点に対する環境基準の超過率（環境基準を超過した項目のある測定地点の割合）は 5.9% でした。

環境基準を超過したのは砒素^ひ 4 地点、クロロエチレン 1 地点、ふっ素 3 地点です。

新たに環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

調査地点	使用用途	項目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
名古屋市千種区 うちやま 内山三丁目	生活用	クロロエチレン	0.011	0.002 以下
たかもりだい 春日井市高森台	工業用	砒素	0.027	0.01 以下
		ふっ素	5.5	0.8 以下
みなみしんがいちょう 津島市南新開町	生活用	砒素	0.018	0.01 以下
		ふっ素	1.7	0.8 以下
なかのしょうちょう 稲沢市中之庄町	生活用	砒素	0.019	0.01 以下
		ふっ素	0.84	0.8 以下
なべたちょう 弥富市鍋田町	工業用	砒素	0.012	0.01 以下

イ 定点調査

県内 18 地点において、調査を実施しました。その結果、14 地点では調査を行った全ての項目で環境基準を満たしており、表の 4 地点で環境基準を超過した項目がありました。

環境基準を超過したのは砒素 2 地点、ふっ素 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 地点です。

環境基準を超過した地点における調査結果（定点調査）

調査地点	使用用途	項目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	汚染原因
名古屋市西区栄生一丁目 さこう	一般飲用* ¹	砒素	0.012	0.01 以下	原因不明
名古屋市中川区北江町 きたえちょう	その他* ²	ふっ素	1.9	0.8 以下	原因不明
豊橋市東赤沢町 ひがしあかさわちょう	その他* ²	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	20	10	原因不明
稲沢市平和町法立 ほうりゅう	その他* ²	砒素	0.022	0.01 以下	地層・地質 由来と推定

* 1 浄化处理して使用されている。

* 2 その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

(2) 定期モニタリング（継続監視）調査

ア 概況調査等により判明した汚染

2024 年度以前の概況調査等において環境基準を超過した 70 地点（発端井戸、周辺井戸あわせて 102 本）について、定期モニタリング（継続監視）調査を実施した結果、56 地点 68 本で環境基準を超過しました。各測定項目における濃度範囲は表のとおりです。

定期モニタリング調査（概況調査等により判明した分）結果の概要

測定項目	調査地点数	環境基準超過地点数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
鉛	1(1)	0(0)	<0.005	0.01 以下
六価クロム	2(2)	1(1)	<0.01 ~ 0.05	0.02 以下
砒素	9(15)	6(9)	<0.005 ~ 0.029	0.01 以下
総水銀	7(11)	5(5)	<0.0005 ~ 0.0093	0.0005 以下
アルキル水銀	2(2)	0(0)	<0.0005	検出されないこと*2
クロロエチレン	16(22)	3(3)	<0.0002 ~ 0.016	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	1(1)	0(0)	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	12(18)	0(0)	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	16(22)	8(8)	<0.004 ~ 0.12	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	2(2)	0(0)	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	2(2)	0(0)	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	14(20)	8(8)	<0.001 ~ 1.5	0.01 以下
テトラクロロエチレン	11(16)	3(4)	<0.0005 ~ 0.54	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23(40)	19(27)	<0.10 ~ 52	10 以下
ふっ素	11(14)	11(11)	<0.08 ~ 10	0.8 以下
ほう素	1(1)	1(1)	2.1	1 以下
1,4-ジオキサン	1(2)	0(0)	<0.005 ~ 0.044	0.05 以下

*1 () 内は井戸の本数を示す。

*2 「検出されないこと」とは、0.0005 mg/L 未満 (<0.0005) である。

イ 事業者からの報告等により判明した汚染

2024年度以前に事業者からの報告等により地下水汚染が判明した78地点（発端井戸、周辺井戸あわせて124本）について、定期モニタリング（継続監視）調査を実施した結果、39地点45本で環境基準を超過しました。各測定項目における濃度範囲は表のとおりです。

定期モニタリング調査（事業者からの報告等により判明した分）結果の概要

測定項目	調査地点数	環境基準超過地点数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
全シアン	3(4)	0(0)	<0.1	検出されないこと*2
鉛	6(14)	1(1)	<0.005 ~ 0.18	0.01以下
六価クロム	7(12)	2(6)	<0.01 ~ 0.08	0.02以下
砒素	10(16)	6(6)	<0.005 ~ 0.083	0.01以下
総水銀	6(13)	4(4)	<0.0005 ~ 0.0045	0.0005以下
アルキル水銀	2(3)	0(0)	<0.0005	検出されないこと*2
ジクロロメタン	6(11)	0(0)	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	11(14)	1(2)	<0.0002 ~ 0.0067	0.002以下
クロロエチレン	41(61)	4(4)	<0.0002 ~ 0.027	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	8(10)	0(0)	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	39(60)	0(0)	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	40(62)	5(5)	<0.004 ~ 0.61	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	18(33)	0(0)	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	3(4)	0(0)	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	40(61)	11(12)	<0.001 ~ 0.12	0.01以下
テトラクロロエチレン	34(52)	8(8)	<0.0005 ~ 0.12	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	2(3)	0(0)	<0.0002	0.002以下
ベンゼン	5(6)	0(0)	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4(4)	1(1)	1.5 ~ 21	10以下
ふっ素	10(17)	2(2)	<0.08 ~ 18	0.8以下
ほう素	10(15)	2(2)	<0.02 ~ 3.7	1以下
1,4-ジオキサン	1(1)	0(0)	0.013	0.05以下

*1 ()内は井戸の本数を示す。

*2 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L未満 (<0.1)、アルキル水銀は0.0005 mg/L未満 (<0.0005)である。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

ア 概況調査等により判明した汚染

概況調査のメッシュ調査等により判明した次表の3地点を対象として、周辺の概ね半径500mの範囲内に存在する井戸計5本(周辺井戸5本)について、汚染範囲等を確認するため、基準を超過した項目等を調査しました。その結果、2地点4本で環境基準を満たしていましたが、1地点1本で環境基準を超過しました。また、調査の結果から全ての地点で汚染原因の特定はできませんでした。2026年度以降、定期モニタリング(継続監視)調査で監視を行っていきます。

なお、新たに汚染が判明した地点の周辺の井戸所有者へ飲用しないよう注意喚起しました。

汚染井戸周辺地区調査(概況調査判明分)の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	濃度範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)	汚染原因
名古屋市千種区 うちやま 内山三丁目	クロロエチレン	3(0)	0(0)	<0.0002	0.002以下	原因不明
おおつづみまち 碧南市大堤町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1(0)	0(0)	2.7	10以下	原因不明
なかのしょうちょう 稲沢市中之庄町	ふっ素	1(0)	1(0)	0.81	0.8以下	原因不明

*1 概況調査の結果は含まない。

*2 ()内は、発端井戸を内数で示す。

イ 事業者からの報告等により判明した汚染

事業者からの報告等により判明した土壌・地下水汚染のうち次表の8地点を対象として、周辺の概ね半径 500 mの範囲内に存在する井戸計 18 本について、汚染範囲等を確認するため、基準を超過した項目等を調査しました。その結果、1地点1本の井戸で環境基準を超過しました。

汚染井戸周辺地区調査（事業者報告等による判明分）の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	汚染原因
名古屋市昭和区 ^{みどりちょう} 緑町	クロロエチレン	4	0	<0.0002	0.002 以下	過去の事業活動が原因と推定
	1,1-ジクロロエチレン	4	0	<0.01	0.1 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	4	0	<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	4	0	<0.0005	1 以下	
	トリクロロエチレン	4	0	<0.001	0.01 以下	
名古屋市昭和区 ^{みどりちょう} 緑町	砒素	2	0	<0.005	0.01 以下	過去の事業活動が原因と推定
	ふっ素	2	0	<0.08	0.8 以下	
名古屋市港区 ^{おおえちよう} 大江町	ふっ素	1	0	<0.08	0.8 以下	原因不明
名古屋市港区 ^{ふなみちよう} 船見町	クロロエチレン	2	0	<0.0002	0.002 以下	過去の事業活動が原因と推定
	1,2-ジクロロエチレン	2	0	<0.004	0.04 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	2	0	<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	2	0	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン	2	0	<0.0005	0.01 以下	
碧南市 ^{わしばやしまち} 鷺林町一丁目	ベンゼン	4	0	<0.001	0.01 以下	原因不明
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	2.8~14	10 以下	原因不明
豊田市 ^{ほそやちよう} 細谷町	ふっ素	1	0	<0.08	0.8 以下	過去の事業活動が原因と推定
	ほう素	1	0	0.13	1 以下	
豊田市 ^{はなぞのちよう} 花園町	ふっ素	1	0	<0.08	0.8 以下	原因不明
長久手市 ^{かにはら} 蟹原	クロロエチレン	3	0	<0.0002	0.002 以下	原因不明
	1,1-ジクロロエチレン	3	0	<0.01	0.1 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	3	0	<0.004	0.04 以下	
	トリクロロエチレン	3	0	<0.001	0.01 以下	

(参考)

令和7(2025)年度愛知県地下水質調査地点図

